

保医発 1130 第 1 号
令和 5 年 11 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 12 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号）の一部改正について

別添 3 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 10 号）の一部改正について

別添 4 「特定保険医療材料の定義について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 12 号）の一部改正について

（参考）医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第3節D200(4)中の「換気力学的検査」を「換気力学的検査、又は側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、カテーテル挿入及び側副換気の有無を検出する検査」に改める。
- 2 別添1の第2章第10部第1節第7款K507の次に次を加える。

K508-2 気管・気管支ステント留置術

- (1) 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- (2) 気管支用バルブシステムを用いて重症慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者に対する気管支バルブの留置による治療を行う場合は、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の治療に関して、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、関連学会が定める所定の研修を修了している常勤の呼吸器内科若しくは呼吸器外科の医師又はそれに準じる気管支鏡手技に関する十分な知識及び経験を有している医師が実施した場合に限り本区分の所定点数を準用して算定する。なお、本治療の実施に当たっては、区分番号「K511」肺切除術又は区分番号「K513」胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 3 別添1の第2章第10部第1節第9款K697-3(5)の次に次を加える。

- (6) 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法は次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定する。
 - ア ここていう1.5センチメートルとは、ラジオ波による焼灼範囲ではなく、腫瘍の長径をいう。
 - イ 本療法の実施に当たっては、関係学会の定める適正使用指針を遵守すること。
 - ウ 本療法は、外科又は乳腺外科の常勤の医師が2名以上配置されている保険医療機関に限り算定する。
 - エ 本療法は乳腺外科又は乳腺について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が実施すること。
 - オ 本療法は、術前診断においてStage0又はIAで、腫瘍径1.5センチメートル以下の乳腺悪性腫瘍の患者に対する治療を目的として実施すること。
 - カ 乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2は次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定する。
 - i 乳腺外科又は外科の経験を5年以上有しており、乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されていること。
 - ii 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。ただし、「2単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあっては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。

- iii 麻酔科標榜医が配置されていること。
- iv 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

4 別添2の第2章第9部通則30の次に次を加える。

- 31 半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に、医科診療報酬点数表「K470-2 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法」の点数を準用して算定する。
- イ 本療法は、頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している歯科医師が実施する。なお、その歯科医師の所定の研修修了を証する文書の写しを診療報酬明細書に添付すること。
 - ロ 本治療は、次のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。
 - ① 関係学会により教育研修施設として認定されていること。
 - ② 頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。
 - ③ 常勤の歯科麻酔科医又は常勤の麻酔科標榜医が配置されていること。
 - ④ 緊急時・偶発症発生時に備えて医師との連携体制を確保していること。
 - ⑤ 緊急手術の体制が整備されていること。
 - ⑥ 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされていること。

5 別添2の第2章第12部第1節M015-2(2)ロ中の「過度な咬合圧が加わらない場合等において」を「過度な咬合圧が加わらない場合等において、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を」に、ハ中の「歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、」を「歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を」に改め、ハの次に次を加える。

ニ 大白歯にCAD/CAM冠用材料(V)を使用する場合

6 別添2の第2章第12部第1節M015-2(5)の次に次を加える。

- (6) CAD/CAM冠用材料(V)を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着すること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 9 号) の一部改正について

- 1 I の 3 の 010 (3) の次に次を加える。
 - (4) 気管支バルブ治療用は、関係学会の定める指針に従って使用した場合に限り、1 回の手術に当たり 2 本を限度として算定できる。
 - (5) 気管支バルブ治療用の使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に重症慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 患者に対する気管支バルブの留置による治療を実施する医学的な根拠を詳細に記載すること。
- 2 I の 3 の 086, 087 (2) c の次に次を加える。
 - d 焦点性てんかん
- 3 I の 3 の 086, 087 (2) の次に次を加える。
 - (3) 植込型脳・脊髄電気刺激装置及び脳・脊髄刺激装置用リードセットを薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作を有するてんかん患者(開頭手術が奏効する患者を除く。)に対して、てんかん発作の頻度を軽減することを目的として使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。
- 4 I の 3 の 132 (5) の次に次を加える。
 - (6) 気管支用は側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用した場合に限り算定できる。
- 5 I の 3 の 133 (4) ウの次に次を加える。
 - エ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、「K 5 9 7」ペースメーカー移植術及び「K 5 9 7-2」ペースメーカー交換術の施設基準を満たした上で、緊急手術が可能な体制を有している保険医療機関で使用された場合のみ算定できる。
 - オ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、関係学会の定める当該材料の実施基準を遵守して使用した場合に限り算定できる。
 - カ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。なお、リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルを使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 6 I の 3 の 224 の次に次を加える。
 - 225 気管支用バルブ
 - (1) 気管支用バルブは、至適非侵襲的治療法を受けている、高度の肺気腫及び過膨張を伴う重症慢性閉塞性肺疾患 (COPD) 患者のうち、生理学的検査により、隣接する肺葉間の側副換気がほとんど又は全くないことが確認され、気管支鏡的治療が実施可能な 18 歳以上の患者に対して、気管支内に留置し標的とする肺葉へ

の気流を制限する目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して6個を限度として算定できる。なお、気管支用バルブを5個以上使用する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な根拠を詳細に記載すること。

- (2) 気管支用バルブは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。
- (3) 気管支用バルブの使用に当たっては、「K511」肺切除術又は「K513」胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

7 IIの3の034の次に次を加える。

036 半導体レーザー用プローブ

- (1) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行若しくは局所再発の頭頸部癌に限り算定できる。
- (2) 半導体レーザー用プローブは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。
- (3) 半導体レーザー用プローブは、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対して使用する場合は一連の治療につき8本を限度として算定できる。ただし、それ以上の本数の算定が必要な場合には、診療報酬明細書の摘要欄に詳細な理由を記載すること。

037 レーザー光照射用ニードルカテーテル

- (1) レーザー光照射用ニードルカテーテルは、半導体レーザー用プローブを用いて切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施した場合に算定できる。
- (2) 当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した歯科医師が使用した場合に限り算定できる。

8 IIの4の058(2)中の「CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)」を「CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)及び(Ⅴ)」に、(4)中の「CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)」を「CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)及び(Ⅴ)」に改める。

別添3

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）
の一部改正について

1 別紙1のM015-2の3を次に改める。

(1) CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)

350点

注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料(Ⅴ)

615点

「特定保険医療材料の定義について」
(令和4年3月4日保医発0304第12号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの010(1)①中の「又は「中心循環系マイクロカテーテル」」を「、「中心循環系マイクロカテーテル」又は「気管支用バルブ」」に、②中の「薬液等の注入」を「薬液等の注入又は気管支用バルブの送達」に、③中の「3.4Fr以下」を「3.4Fr以下又は2.4mm」に、(2)中の「及び遠位端可動型治療用の合計6区分」を「、遠位端可動型治療用及び気管支バルブ治療用の合計7区分」に改め、(3)③の次に次を加える。

④ 気管支バルブ治療用

重症慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者に対する気管支バルブの留置による治療を実施するに当たり、気管支バルブを留置部位に到達させるために使用するカテーテルであること。

- 2 別表のⅡの087(1)①中の「又は「植込み型疼痛緩和用スティミュレータ」」を「、「植込み型疼痛緩和用スティミュレータ」又は「発作防止用脳電気刺激装置」」に、(2)中の「疼痛除去用(7区分)及び振戦軽減用(5区分)の合計12区分」を「疼痛除去用(8区分)及び振戦軽減用(5区分)の合計13区分」に改め、(3)⑥エの次に次を加える。

オ ⑦に該当しないこと。

- 3 別表のⅡの087(1)⑨ア中の「本態性振戦に伴う振戦」を「本態性振戦に伴う振戦又は薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作」に改め、⑫を⑬とし、⑦から⑪までを1ずつ繰り下げ、⑥の次に次の⑦を加える。

⑦ 疼痛除去用(16極以上用・充電式・自動調整機能付き)

次のいずれにも該当すること。

ア 疼痛除去を目的として使用するものであること。

イ 16以上の電極に通電し、電位を自由に設定できること。

ウ 患者の皮下に植え込んだ状態で、体外にある機械から遠隔で充電できること。また充電により15年間以上作動することが、薬事承認又は認証事項に明記されていること。

エ リード電極を介して脊髄を伝わる活動電位を測定する機能を有し、測定した電位を基に、刺激強度を自動調整できること。

- 4 別表のⅡの132(1)①中の「又は「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」」を「、「ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル」又は「気管支バルーンカテーテル」」に、②中の「又は血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管又は肺動脈等に到達させる」を「、血管内手術を実施する際に、血管内手術用カテーテル等を脳血管、腹部四肢末梢血管若しくは肺動脈等に到達させる、又は重症慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者に対する気管支バルブの留置による治療において側副換気の有無を検出する検査を実施する際に肺区域の空気を体外の測定装置に誘導する」に、(2)中の「その他血管用の合計6区分」を「その他血管用及び気管支用の合計7区分」に改め、(3)③の次に次を加える。

④ 気管支用

次のいずれにも該当すること。

ア 側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用するカテーテルであること。

イ 気管支鏡を用いて気道に到達できるものであること。

ウ 遠位端のバルーンを拡張させて気道を閉塞する構造を有すること。

- 5 別表のⅡの 133 (1) 中の「血管内異物除去用カテーテル (5 区分)」、「」を「血管内異物除去用カテーテル (6 区分)」、「」に、「合計 62 区分」を「合計 63 区分」に、(9) ①ア中の「「ペースメーカー・除細動器リード抜去キット」」を「「ペースメーカー・除細動器リード抜去キット」又は「植込み型リードレス心臓ペースメーカー」」に、イ中の「金属ステント等の血管内異物を回収又は」を「金属ステント、リード一体型ペースメーカー等の血管内若しくは心腔内の異物を回収すること若しくは」に、③ア ii 中の「ウ及びエ」を「ウ、エ及びカ」に、イ ii 中の「ウ及びエ」を「ウ、エ及びカ」に改め、オの次に次を加える。

カ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル

次のいずれにも該当すること

i リード一体型ペースメーカーを経静脈的に抜去する材料であること。

ii シースの遠位端にリード一体型ペースメーカーを捕捉するためのスネアリング及びリード一体型ペースメーカーを固定するドッキングキャップを有すること。

- 6 別表のⅡの 136 (1) ①中の「「機械器具 (51) 医療用嘴管及び体液誘導管」」を「「機械器具 (51) 医療用嘴管及び体液誘導管」又は「機械器具 (52) 医療用拡張器」」に、「又は「結石破碎用鉗子」」を「、「結石破碎用鉗子」又は「カテーテル拡張器」」に、(1) ②中の「胆道結石除去」を「胆道結石除去又は消化管と胆道間の人工開口部の拡張」に、(3) ④ア中の「結石を除去」を「結石を除去又は消化管と胆道間の人工開口部を拡張」に、(3) ④イ中の「胆管狭窄部」を「胆管狭窄部又は消化管と胆道間の人工開口部」に改める。

- 7 別表のⅡの 147 (2) 中の「又はペプチド水溶液」を「、ペプチド水溶液又はリン酸化プルランナトリウム溶液」に改める。

- 8 別表のⅡの 224 の次に次を加える。

225 気管支用バルブ

定義

次のいずれにも該当すること

(1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (7) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「気管支用バルブ」であること。

(2) 気管支内に留置し、標的とする肺葉への気流を制限する一方弁を有するバルブであること。

- 9 別表のⅣの 033 の次に次を加える。

036 半導体レーザー用プローブ

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (31) 医療用焼灼器」であって、一般的名称が「単回使用 PDT 半導体レーザー用プローブ」であること。
- (2) 切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施する際に、PDT 半導体レーザーに接続し、レーザー光を照射対象に照射するために用いられる半導体レーザー用プローブであること。

037 レーザー光照射用ニードルカテーテル
定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具 (31) 医療用焼灼器」であって、一般的名称が「単回使用 PDT 半導体レーザー用プローブ」であること。
- (2) 切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌に対してレーザー光照射を実施する際に、半導体レーザー用プローブを組織内に導入するために用いられるカテーテルであること。
- (3) 内套及び外套針により構成されていること。

- 9 別表のVの 058 (1) ②中の「レジンブロック」を「レジンブロック又はポリエーテルエーテルケトンおよび無機質フィラーを含有し、成型して作製したレジンブロック」に、(2)中の「及びCAD/CAM冠用材料 (IV) の合計4区分」を「、CAD/CAM冠用材料 (IV) 及びCAD/CAM冠用材料 (V) の合計5区分」に改め、(3) ④の次に次を加える。

⑤ CAD/CAM冠用材料 (V)

次のいずれにも該当すること。

- ア ポリエーテルエーテルケトンに無機質フィラーを質量分率 17~25% 配合し、成型して作製したレジンブロックであること。
- イ ビッカース硬さが 25HV0.2 以上であること。
- ウ 37℃の水中に7日間浸漬後の3点曲げ強さ 180MPa 以上であること。
- エ 37℃の水中に7日間浸漬後の曲げ弾性率が 5GPa 以下であること。
- オ 37℃の水中に7日間浸漬後の吸水量が $10 \mu\text{g}/\text{mm}^3$ 以下であること。

(別添3参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和4年3月4日保医発0304第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別紙1) 材料料 M002～M015 (略) M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき) 1～2 (略) 3 大白歯 <u>(1) CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)</u> 350点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小白歯に対して使用した場合は、「2 小白歯」により算定する。 <u>(2) CAD/CAM冠用材料(V)</u> 615点 M015-3～M030 (略)</p>	<p>(別紙1) 材料料 M002～M015 (略) M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき) 1～2 (略) 3 大白歯 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 350点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小白歯に対して使用した場合は、「2 小白歯」により算定する。 (新設) M015-3～M030 (略)</p>